

広島市私道整備工事費補助金交付規則（昭和48年広島市規則第47号）第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、令和7年3月31日付け広島市告示第175号を廃止します。

広島市長 松井 一實

1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費
次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額	
私 道 別	土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員1.8メートル未満の私道	人力施工による場合	10,510円	
		機械施工による場合	4,160円	
	その他の一般私道	すべり止め舗装	人力施工による場合	12,320円
			機械施工による場合	5,610円
		その他	人力施工による場合	11,800円
			機械施工による場合	5,090円
舗 装 止 め 工		1メートルにつき	9,920円	

2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費
次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種 別		単 位	金 額
側溝 新設 工事	L型側溝とする場合	エプロン幅が30センチメートルのもの	15,790円
		エプロン幅が40センチメートルのもの	17,140円
	U型側溝とする場合	コンクリート蓋有りのもの	68,580円
		コンクリート蓋無しのもの	48,710円
雨 水 ま す 設 置 工 事		1箇所につき	55,000円

(2) 排水管渠新設工事に要する経費

種 別		内 径	単 位	金 額
硬質塩化 ビニール 管とする 場合	布 設 工 事	150 ミリメートル	1メートル につき	29,590 円
		200 ミリメートル		32,230 円
	支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	150 ミリメートル	1箇所 につき	22,220 円
ヒューム 管とする 場合	布 設 工 事	150 ミリメートル	1メートル につき	38,500 円
		200 ミリメートル		42,790 円

3 交通安全施設新設工事に要する経費

次のとおりとする。

種 別		規 格	単 位	金 額
転落防止柵設 置工事	土中建込	ビーム式 支柱間隔 3メートル	1メートル につき	17,850 円
	コンクリート建込	ビーム式 支柱間隔 3メートル		14,810 円
ガードレール 設置工事	土中建込	塗装品		17,680 円
	コンクリート建込	塗装品		17,430 円
道路反射鏡設 置工事	一面鏡	600 ミリメートル 直柱	1基に つき	185,790 円

4 舗装補修工事に要する経費

次のとおりとする。

施 工 方 法		単 位	金 額
すべり止め舗装	人 力 施 工	1平方 メートルに つき	5,120 円
	機 械 施 工		3,170 円
その他	人 力 施 工		4,600 円
	機 械 施 工		2,650 円

5 交通安全施設補修工事に要する経費

次のとおりとする。

種 別	規 格	単 位	金 額
転落防止柵補修工事	ビーム取換 42.7ミリメートル	1メートル につき	5,130円
ガードレール補修工事	レール取換 4メートル		10,910円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換 600ミリメートル	1基 につき	129,910円
	支柱取換 76.3ミリメートル	1メートル につき	11,300円

6 区分表の「人力施工・機械施工」について

都市整備局技術管理課の令和7年度土木工事標準積算基準書の基準にあわせるものとする。

「人力施工」・・・ 平均幅員1.4m未満

「機械施工」・・・ " 1.4m以上

7 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難しい場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

8 施行期日

令和8年4月1日